

一般競争入札公告

沖縄県立八重山病院が発注する一般競争入札（以下「入札」とする）に付するの
で、次のとおり公告する。

平成30年10月29日

沖縄県立八重山病院長 篠崎 裕子

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 件名 | 複数列X線CT断層撮影システムの売却 |
| (2) 売却する物品 の名称及び数量 | 入札説明書のとおり |
| (3) 設置場所からの撤去期限 | 平成30年11月30日(金曜日) |
| (4) 設置場所 | 沖縄県石垣市字大川732番地 旧沖縄県立八重山病院 平成30年10月1日に新病院へ移転 |

2 入札参加資格要件

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規定（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

3 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当する者および同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請期日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止、または指名除外の措置を受けた者。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。

- (4) 次の各号に該当する者
ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその会計者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）
イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
ウ 法人でその役員のうちに暴力団等反社会勢力に属する者がいる

4 申請書等の提出および入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を申請期間内に次の場所に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書および資格確認資料を提出しないもの、ならびに競争参加資格がないと判断された者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出する書類

- ア 申請書等提出確認表
イ 一般競争入札確認申請書（第1号様式）
ウ 法人登記簿本の写し（最新のもので、6ヶ月以内に交付されたもの）
エ 同種・同規模の履行証明書（第2号様式）※履行実績がある場合のみ

(2) 申請書等の提出期間

平成30年10月29日（月曜日）から 平成30年11月9日（金曜日）まで
午前9時から午後5時の間（土日祝祭日を除く）

(3) 申請書等の提出場所

沖縄県石垣市真栄里584-1
沖縄県立八重山病院 総務課（電話 0980-83-5557）

(4) 申請書等の提出方法

持参もしくは郵送（書留もしくは特定記録郵便による）で提出すること。FAXおよび電子メールによる提出は受け付けない。なお、提出された書類は返却しない。

(5) 入札参加資格の確認結果通知

電話および書面により通知する。

(6) 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得してから契約締結日までとする。

(7) 資格審査事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延無く資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

- ア 商号または名称
イ 住所または所在地および電話番号
ウ 氏名（法人にあたっては、代表者の氏名）
エ 使用印鑑
オ 法人にあつては資本金

(8) 資格の取り消し等

- ア 入札参加の資格を有する者が3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、またはその事実があった後、沖縄県が定める期間は競争入札に参加させない。
イ 入札参加資格を取り消したときは、当該者にその旨を通知する。

5 入札執行の場所および日時

(1) 入札会場

沖縄県石垣市真栄里584-1
沖縄県立八重山病院 講堂

(2) 入札日時

平成30年11月16日(金曜日) 午後2時00分

(3) 郵送による入札

郵送により入札書を提出する場合は、「一般書留」または「簡易書留」のいずれかの方法によるものとする。

普通郵便やメール便または特定記録郵便など、その他の方法による入札は受付しない。

入札書の提出先は、本入札公告の12(2)に同じとする。

入札書の提出期限は、平成30年11月15日(木) 17:00までとする。

6 入札および契約の手続きにおいて使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条の規定により、見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金またはこれに代わる担保を納付または提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社および公団を含む。)または沖縄県もしくは他の地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

8 入札書に記載する金額

入札金については、仕様書に定める一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札に関する注意事項

(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

(2) 入札書、委任状には業務名および業務を実施する場所をこの公告の記載に従い記入すること。

(3) 代理人が行う委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印鑑では訂正できない。

(4) 入札を希望しない場合は入札辞退届を郵送または持参により提出すること。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

(1) 入札参加資格のない者が行った入札

- (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (3) 同一人物が同一事項について行った2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (5) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (7) 入札書の表記金額、氏名、印章または重要な文字が誤脱し、または不明な入札
- (8) 入札条件に違反した入札
- (9) 談合その他不正の行為があった入札
- (10) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

11 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上で、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者またはくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行うものとする。なお、原則として再度の入札は2回のみとする。

12 入札に関する質問

質疑については、質疑書に質問事項を記載の上、以下のとおり提出する。質疑事項がなければ提出は不要とする。

(1) 提出期間

平成30年10月29日(月曜日)から 平成30年11月9日(金曜日)まで
午前9時から午後5時までの間(土日祝祭日は除く)

(2) 提出場所

沖縄県石垣市真栄里584-1
沖縄県立八重山病院 総務課
電話 0980-87-5557 FAX 0980-87-5835

(3) 質疑書の提出方法

持参または郵送、FAXによる。提出期間を過ぎたものは受け付けない。なお、提出された書類は返却しない。

(4) 回答方法

FAXにより回答する。

13 その他

入札説明書による。